社会福祉法人国立保育会 職員等給食実施要項

(目的)

第1条 本要項は、社会福祉法人国立保育会の役職員等の給食提供を実施するため、必要 な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 職員等給食実施施設において、給食提供の申請があった役職員等(以下、「給食希望職員等」とする。)に対して、給食の提供をおこなう。

(給食の受給申請)

第3条 給食希望職員等は、前月 20 日までに翌月1か月間の給食提供希望日を施設長等 に申請しなければならない。

(給食の提供)

- 第4条 職員等給食実施施設の施設長等は、給食希望職員等から前条に基づく申請があった場合は、給食希望職員等が所属あるいはそれに類する施設内において、給食を 提供することとする。
 - 2 職員等給食実施施設の施設長等は、給食希望職員等から事前に前条に基づく申請がなかった場合でも、給食希望職員等が給食提供を申請し、かつ給食提供が可能な状態であれば、給食を提供することができる。
 - 3 ただし、職員等給食実施施設が入所児童等への給食提供をおこなわない場合は、 前項、前々項は適用しない。

(給食費の額)

第5条 給食希望職員等の給食費の金額については、1 食あたり 510 円とする。ただし、 当面の間の経過措置として、1 食あたり 122 円減額し388円とする。

(給食費の徴収手続)

第6条 翌月給与支給時に実食数にかかわらず申請食数分を控除する。

(その他)

第7条 本要項に定めのないことについては、理事会及び施設長会議で協議し、決定する こととする。

付則

- 1 本要項は令和元年10月1日から実施する。
- 2 令和6年6月11日一部改正(第5条変更)令和6年10月1日施行。